

市税や保険料の納め忘れはありませんか？

市では、平成27年10月から12月までの3カ月間を滞納整理強化期間として税金などの未納がある方に、納付催告書を送付するなど、未納解消の働き掛けを強化してきました。

納め忘れがないかも一度確認し、納期限が過ぎている場合は、早急に納めてください。

▶納期限を過ぎても納付がない場合

納期限内に納付した方との公平性を保つため、延滞金が加算され、さらには法律に基づき差押えなどの滞納処分を受けることになります。

▶病気などで納付に困っている方

やむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早期に相談してください。

市役所の通常業務時間内に来庁できない方は、次のとおり納税相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

- 休日：毎週日曜日の午前8時30分～正午(年末年始除く)
- 夜間：毎週火曜日の午後5時15分～7時(祝日を除く)
- 場所：収納課



▶口座振替をご利用ください

納付には、安心・確実・便利な口座振替をご利用ください。市内金融機関または市役所で申し込みできます。なお、申し込みには通帳と通帳届け出印が必要です。

また、市役所窓口ではキャッシュカードとその暗証番号で申し込みができます。取り扱いができない金融機関などがありますので、事前に問い合わせください。

▶コンビニで納付できます

市税はコンビニエンスストアで納付できます。休日・夜間、時間を問わずに納付できますので、ぜひご利用ください。なお、納期限を過ぎた納付書など、納付ができない場合がありますのでご注意ください。



▶電話での納付確認を実施しています

市税の未納がある方に「行田市納税コールセンター」から、電話での納付の確認と納付の呼び掛けを行っています。



▶問い合わせ 収納課収納担当(内線236)



▼問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271)

※職場の健康保険に加入した日以降に、国民健康保険の保険証を使って医療機関を受診すると、国民健康保険が負担した医療費を返還していただく場合がありますので、ご注意ください。

職場の健康保険(本人・扶養)に、就職などにより加入した方、または退職などにより脱退した方は、14日以内に届け出を行ってください。

自動的に行田市の国民健康保険と職場の健康保険の切り替えはされませんので、必ず手続きをしてください(届け出は、本人と同じ世帯の方が行うこともできます)。

国民健康保険の届け出はお早めに

軽自動車税減免制度が変更になります

障害者または障害者と生計を一にしている方が所有する軽自動車などについては、障害の種類および等級により軽自動車税減免制度があります。条例改正に伴い平成28年度から次の点が変更になります。



▶変更点

- 申請期間の延長
平成27年度までは申請期間は納期限7日前でしたが、平成28年度から納期限まで延長となります。
- 必要書類の追加
マイナンバー制度の開始に伴い、平成28年度以後の申請に当たっては納税義務者の個人番号を記載することになります。また、個人番号の確認と身元の確認のため、「マイナンバーカード(個人番号カード)」または「通知カードと身元確認書類」を窓口で提示することが必要になるので、忘れずに持参してください。

▶個人番号確認と身元確認の例

個人番号の確認	身元の確認
マイナンバーカード	
通知カード または 個人番号記載の住民票	運転免許証・障害者手帳・旅券など写真付きのもの ※写真表示のないもの(健康保険や介護保険の被保険者証、年金手帳、税や公共料金の納付書など)は2点以上の提示が必要です

※納税義務者以外の方が手続きを行う場合は、次の3点が必要です。

- ①委任されていることが分かるもの(委任状など)
- ②代理人の身元確認書類(本人の身元確認と同様)
- ③納税義務者の個人番号確認書類(次のいずれか1点)
マイナンバーカード、通知カード、個人番号記載の住民票の写し(いずれもコピー可)

▶申請に必要な書類 次の全てのものを持参してください。

- 障害者手帳(精神障害者手帳をお持ちの方は加えて自立支援医療受給者証)
- 納税義務者の印鑑
- 運転者の運転免許証
- 自動車検査証
- 納税通知書
- 個人番号と身元確認ができるもの

▶その他

- 障害者の通院、通学または就労のために使用する車両に限ります。
- 住まいや所有状況によって必要書類が加わる場合があります。
- 減免を受ける車両が障害者のために改造された軽自動車や公益のために使用する車両は、障害区分に関わらず構造減免または公益減免の対象です。必要書類が異なりますので事前に問い合わせください。

▶問い合わせ 税務課市民税担当(内線235)

